

玉名カントリークラブ ゴルフ場利用約款

(約款並びに諸規則の遵守)

第1条 当ゴルフ場をご利用される方は、会員・非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみ頂くため、当クラブ会則・細則・日本ゴルフ協会の規則等の遵守と併せて、本約款に従って頂きます。

(約款の確認と署名)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、来場の際フロントにおいて本約款を確認・承諾した上で、所定の名簿に署名して下さい。

(利用申込と予約・利用料金のお支払い)

第3条 当ゴルフ場を利用する時は、別に定める要領により、プレー日及びスタート時刻を予約して頂きます。偽名を使用しての予約申込みの場合は判明次第予約を取り消します。料金の支払いは、邦貨またゴルフ場が認めた支払方法によりフロントにて行って頂きます。尚、預り金として、ゴルフ場利用税、九州ゴルフ連盟協力金、熊本県ゴルフ協会費を徴収させていただきます。

(休業日・開場時間)

第4条 当ゴルフ場の休業日と各施設の開場時間は、当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

(利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は次の場合には、利用をお断りいたします。

1. 天候その他やむを得ない事情により、施設の利用が出来ないとき。
2. ゲスト（非会員）については会員の同伴又は紹介等がないとき。
3. 利用者が暴力団員である場合、及びその関係者等で公序良俗に反する行為をなしたり、なす恐れがあると認められる場合。
4. その他、当ゴルフ場の利用について好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は次の場合には、プレーの途中においても利用の継続をお断りいたします。

1. 天候その他やむを得ない事情により、施設の利用が出来ないとき。
2. 利用者が暴力団員と判明した場合、又はその関係者等で公序良俗に反する行為をなした場合。
3. 本約款のいずれかの条項に違背し、好ましくない行為があったとき。

(金銭、高価品その他携帯品)

第7条 現金、貴重品、その他携帯品につきましては、当ゴルフ場では責任を負いません。お客様ご自身の責任において管理をお願い致します。セーフティボックスの使用につきましては、使用者の操作ミス・故障・天災等いかなる事由においても、金品類の紛失破損に対し一切の賠償責任を負いません。

(自動車)

第8条 駐車中のお車に関する事故につきましては、当ゴルフ場では責任を負いません。

(宅配便の事故)

第9条 宅急便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場は、あくまでも当事者を代行して行うものであり、その間の事故発生の場合、一切の責任は負いません。

(乗用カートの利用)

第10条 別途に定める「乗用カート利用約款」に従い安全にご使用下さい。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守)

第11条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の責任でプレーして頂きます。万一、プレー中に他のお客様に損害を与えた場合、お客様自身の責任において解決して頂くこととなりますので、充分ご注意下さい。

(素振り)

第12条 素振りは、ティマーク内の打席又は、特に指定された場所以外ではしないで下さい。プレーヤーは、自己の打順以外はティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認と打込み厳禁)

第13条 先行組に対して後続組の打者は、キャディ・フォアキャディ等のアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、絶対に先行組に打ち込まないようにご注意下さい。(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに大声で合図をして未然に事故を防止して下さい。プレー続行に際しては、そのホールのプレーヤーに挨拶及び合図をして邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(退避)

第16条 先行組のプレーヤーは後続組に対して打球させるときは、後続組が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全と思われる場所に退避して下さい。

(雷が発生した場合)

第18条 雷が発生した場合は、直ちにプレーを中止し、速やかに待避所等、安全と思われる場所に避難して下さい。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内及びクラブハウス内の所定場所以外での火気使用は厳禁します。

(クラブの確認等)

第20条 利用者はスタート前とプレー終了後、クラブ等を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。クラブ確認のサイン後に間違いのお申し出があっても当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

(約款違背の責任)

第21条 当ゴルフ場は、次の場合には一切の損害賠償の責任を負いません。

1. 利用者が、第10条、第12条、第13条、第15条及び第19条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
2. 利用者が、第10条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合。

(施設などに損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員、車両、施設等に損害を与えた場合はその損害について賠償をして頂きます。

(ゴルフ場への持込品)

第23条 当ゴルフ場の施設内に下記の物を持ち込むことを禁止致します。

1. 動物、鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つ物。
3. 鉄砲、刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れのある物。
5. 騒音を発する物。
6. 著しく高価な貴金属類。

(ゴルフ場における行為の禁止)

第24条 ゴルフ場内において下記の行為は禁止致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. コース内での練習ストロークをすること。
4. プレーヤー以外のコース内立入り。(プロのレッスン等特に許可する場合を除く)特にギャラリーへの打球事故について当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
5. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為。
6. 刺青をされている方のご入浴。
7. 飲食物等の持込みによる利用。
8. 無許可の写真撮影、録音等。

(忘れ物)

第25条 当ゴルフ場内での忘れ物は、発見の日から3ヶ月間お預かり致します。お受け取りは期間内をお願い致します。尚お受け取りの際は本人確認をさせていただきます。

(送迎)

第26条 当ゴルフ場で運行する送迎車両を利用される方に対し、万一運行中に事故等が発生した場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(個人情報に関して)

第27条 当ゴルフ場はご予約時のお名前、連絡先等及びプレー当日のご署名頂いたプレーヤーの個人情報を法令及びその他の規範を遵守し、安全に管理致します。お客様の個人情報は、お客様に対するサービスに関するご案内、その他業務上必要な問合せの為の書面等を送付する為等に利用させていただきます。

(附則)

本約款は、1987年4月1日より施行する。(2002年4月1日一部改正、2013年9月1日一部改正、2017年9月10日一部改正、2020年3月8日一部改正)

乗用カート利用約款

(本約款の目的)

第1条 この約款は当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者及び従業員の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ、施設利用の充実に期することを目的とします。

(本約款の遵守)

第2条 カートの運転者（以下「運転者」と称します）並びに当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

(利用の申し込み)

第3条 カートご利用の申し込みは、「ゴルフ場利用約款」ゴルフ場利用申し込みに含まれております。カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートを提示したときに効力を生じます。

(運転等の制限)

第4条 1. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
2. カートは、コース内芝の保護・やむを得ない事情がある場合等は利用することが出来ません。

(運転者の資格)

第5条 1. 運転者は、普通乗用車の運転免許を有する者、もしくは当ゴルフ場のカート運転講習を受講した者に限ります。
2. 次の事由のある方は、運転者となることが出来ません。
(1) 運転免許に条件が付いている場合に、当該条件を充たしていない方。
(2) アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方。
(3) 免許停止・取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方。

(運転責任者)

第6条 1. 運転者は、当該カートの運転責任者となります。
2. 運転責任者は、カートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カートの運転者が交代する場合は、運転責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議および責任において、これを行って下さい。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運転に関し、運転者の指示に従って下さい。

(安全運転義務)

第7条 運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損害あるいは施設に対する損害を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

(運転中の注意)

第8条 1. 運転者は、カートの運行に際し、次の事項を遵守して下さい。
(1) 走行の開始の際の注意事項
(イ) カートの選定及び運転の開始は、係員の指示に従って行って下さい。
(ロ) 運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
(ハ) 発進は、必ず同乗者が着席したことを確認の上で行って下さい。
(2) 走行の際の注意事項
(イ) カートの走行に関し、走行方法等（走行方法・走行速度・駐車場所等）の標識があるときは、これに従って下さい。
(ロ) 起伏のある場合・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め減速の上、低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして注意を促して下さい。
(3) 停車等の注意事項
(イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車または駐車させないで下さい。
(ロ) カートを離れるときは、必ず同乗者の降車確認の上、駐車装置（パーキング・ブレーキ）を確実にかけて下さい。
(ハ) カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩も含む）には、必ず、係員の指示に従い駐車して下さい。
2. 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路及び管理道路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠して、これを行って下さい。
3. 雷その他自然現象により危険を感じた場合は、カートの運行を中断し、最寄りの避難小屋・コース売店等安全と思われる場所に退避して下さい。

(同乗者等の注意)

第9条 同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。
1. カートの走行装置（電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等）には、手を触れないで下さい。
2. カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト・アシストグリップ等）に掴まって下さい。
3. カートの走行中は、カートから身体・衣類・用具等がはみ出さないように留意して下さい。
4. カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

(利用の中止等)

第10条 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
1. 運転者に、運転の資格のないことが判明したとき。
2. 利用者に、本約款あるいは「ゴルフ場利用約款」その他の規則・約款に反する行為があったとき。

(事故の場合の連絡)

第11条 利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、ただちに最寄の売店もしくはマスター室にその旨を速やかに連絡しなければなりません。

(事故の場合の責任等)

第12条 1. 運転者が、カートの運転に関し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、当該事故により生じた損害を被害者または当ゴルフ場の一方あるいは双方に対して賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、当該同乗者にも、運転者と連帯して、あるいは単独にて、当該事故に生じた損害を、被害者または当ゴルフ場の一方あるいは双方に対して賠償していただきます。
3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じて、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場は、カート事故による人的・物的損害について、一切その責任を負いません。

(附 則)

本約款は、2002年4月1日より施行する。(2013年9月1日一部改正)